

入 函 第 4 6 7 号

令和7年10月1日

入間市立図書館協議会

会長 清水 繁 様

入間市立図書館

館長 平岡 康子

入間市立図書館本館の指定管理者制度の導入について（諮問）

入間市図書館設置及び管理条例（昭和59年条例第41号）第16条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

#### 記

##### 1 諮問事項

入間市立図書館本館の指定管理者制度の導入について

##### 2 諮問の趣旨

入間市立図書館3分館（西武分館、金子分館、藤沢分館）は、平成28年度から指定管理者による民間事業者のノウハウや専門性を活かした運営を行っております。

さらなる図書館利用者の利便性を図るため、分館におけるこれまでの民間事業者による運営状況を検証した上で、今後の図書館のあり方を踏まえて本館を含めた一体的な図書館運営の民営化について検討する必要があります。

このことから、入間市立図書館本館の指定管理者制度の導入について、貴協議会にご審議いただきたく諮問するものです。

##### 3 答申の期限

令和7年10月末日まで